

阿賀野市「週休２日適用工事（交替制）」（令和７年１０月）実施要領

１ 目的

休日に作業が必要な工事において、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保できるよう各企業の施工体制等の実情を踏まえ、本要領により週休２日適用工事（交替制）として実施することで、建設現場における週休２日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

２ 対象工事

原則、設計額が 200 万円以上で、現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事について、週休２日適用工事（交替制）で発注可能な全ての土木工事を対象とする。現場閉所による週休２日取得が困難な工事とは、24 時間体制で作業が必要となる工事や、緊急性が高い維持工事、災害復旧工事、現場条件・供用までの制約があり現場閉所が困難な工事等が該当する。

また、「週休２日適用工事（交替制）特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- （１）緊急性を要する場合等、週休２日の確保が妥当でないと判断される工事。
- （２）現場施工期間が休工日を含めて 7 日間未満の工事。

３ 発注方式

週休２日適用工事（交替制）は発注者指定型とする。また、「週休２日適用工事（交替制）特記仕様書」が添付されていない場合は受注者希望型とし、週休２日の取組内容について、現場着手前に受発注者協議する。

４ 実施手順

（１）設計書作成時

当初より補正対象経費に「月単位交替制」の補正係数を乗じる。

設計書に「週休２日適用工事（交替制）特記仕様書」（別紙２）を添付する。

（２）受注者決定後

工事契約後、受発注者協議により決定した週休２日の取組内容について、対象期間内の休日率の達成状況に応じて、変更契約するものとする。

受注者は、工事着手前までに計画工程表を提出する。

（３）施工中

監督員は適宜、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日実績が記載された工程表等

の提示を受注者に求め、平均休日数の割合（以下、休日率という）を確認する。

週休 2 日の取り組み状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組む。

（４）現場完了以降

監督員は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率を確認する。

「完全週休 2 日交替制」を希望し達成した場合は、「完全週休 2 日交替制」の補正係数に設計変更する。

「月単位交替制」に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。

工事完成検査において、検査職員は実施工程表等により達成状況を確認するものとする。

「完全週休 2 日交替制」を達成した場合は、阿賀野市請負工事成績評価に基づき取組を評価する。

また、提出された計画工程表が「通期交替制」の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に「通期交替制」の週休 2 日に取組む姿勢が見られなかった場合については、阿賀野市工事成績評価に基づき点数を減ずる措置を行うものとする。

5 補正係数の一覧表

	通期・未達成	月単位交替制	完全週休 2 日交替制
労務費	補正なし	1. 0 2	1. 0 2
機械経費（賃料）	補正なし	補正なし	補正なし
共通仮設費率	補正なし	補正なし	補正なし
現場管理費率	補正なし	1. 0 2	1. 0 3
市場単価・ 土木工事標準単価	別紙 3 「市場単価・土木工事標準単価の 週休 2 日補正係数」による		

労務費の補正対象は、別紙 4 「週休 2 日補正の対象となる労務費一覧」を参照

6 用語の定義

(1) 週休2日交替制

完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。

工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営及び起工測量等の準備工事を含む）に着手した日をいう。

現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。

なお、下記に該当する期間は含まない。

- ① 年末年始6日間と夏期休暇3日間
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事全体を一時中止している期間
- ④ 工事故等による不稼働期間
- ⑤ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（天災に対する突発的な対応等）
- ⑥ 工事着手日の前や現場完了日の後に行う書類作成・整理期間
- ⑦ 受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間
- ⑧ その他、対象外とする期間を発注者が設定する場合は施工条件総括表に明示する

(3) 週休2日の達成判断

- ① 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（2日／7日）以上の水準の状態をいう。従事期間が7日未満の場合は、算定の対象外とする。

【週単位の平均休日率の算出】

技術者・技能労働者の一人あたりの休日日数の割合（％）

$$= \frac{1 \text{ 週間の技術者・技能労働者の休日日数}}{1 \text{ 週間の工期日数}} \div$$

$$\text{平均休日率（％）} = \frac{1 \text{ 週間の全ての技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計}}{1 \text{ 週間の全ての技術者・技能労働者数の合計}}$$

- ・工期日数とは、工事着手日から現場完了日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間（1週間毎）とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ・下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

(週単位の休日率の算出例)

1 週目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設 (元請)	●●	7	1	14.2%	28.5%
	■	7	3	42.8%	
B建設 (一次下請)	○○	7	2	28.5%	
	□□	7	2	28.5%	
週ごとに実績を確認					2日／7日以上

週ごとに休日率を確認

2 週目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設 (元請)	●●	7	3	42.8%	28.5%
	■	7	1	14.2%	
B建設(一次下請)	○○	2	0	対象外	
C建設	××	4	0	対象外	
(二次下請)	△△	4	0	対象外	
週ごとに実績を確認					2日／7日以上

週ごとに休日率を確認

- ② 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

工期始期・終期、年末年始、夏季休暇などにより対象期間が7日間に満たない月は、達成判断の対象外とする。

【月単位の平均休日率の算出】

技術者・技能労働者の一人あたりの休日日数の割合（％）

$$= \frac{1 \text{ ヶ月の技術者・技能労働者の休日日数}}{1 \text{ ヶ月の工期日数}} \div$$

$$\text{平均休日率（％）} = \frac{1 \text{ ヶ月の全ての技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計}}{1 \text{ ヶ月の全ての技術者・技能労働者数の合計}}$$

- ・工期日数とは、工事着手日から現場完了日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間（1ヶ月毎）とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ・下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

（月単位の休日率の算出例）

1 か月目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	30	9	30.0%	28.7%
	■	30	8	26.7%	
B建設 (一次下請)	○○	25	7	28.0%	
	□□	20	6	30.0%	
月ごとに実績を確認					4週8休以上

月ごとに休日率を確認

2 か月目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	30	8	26.7%	27.8%
B建設(一次下請)	○○	25	7	28.0%	
C建設 (二次下請)	××	18	5	27.8%	
	△△	14	4	28.6%	
月ごとに実績を確認					4週8休×

月ごとに休日率を確認

- ③ 通期の週休2日交替制とは、対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

【通期の休日率の算出】

技術者・技能労働者の一人あたりの休日日数の割合（％）

$$= \frac{\text{技術者・技能労働者の休日日数}}{\text{工期日数}}$$

休日率（％）＝ 技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計

$$\div \text{全ての技術者・技能労働者数の合計}$$

- ・対象期間とは、工事着手日から現場完了日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ・休日日数の割合は、対象者ごとの「当該工事における休日日数／工期日数※」により算出する。

※工期日数は、前述した対象期間と同様の扱いとする。なお、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

（通期の休日率の算出例）

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	300	90	30.0%	28.8%
	■	300	80	26.7%	
B建設 (一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C建設 (二次下請)	××	100	25	25.0%	
	△△	80	23	28.8%	
現場完了後に実績を確認					4週8休以上

現場完了後に休日率を確認

（対象期間全体の達成状況により補正を決定する）